

◆ 事後報告基準

【建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第 2 号該当】

**建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可の事後報告基準
(I 型(広域農道型))**

広域農道その他これらに類する公共の用に供する幅員 4m以上の道で次の各号に該当するものにあつては、建築審査会へ事後報告として第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可が適用できるものとする。

1. 道の種別等

- ・ 道の種別等は、次の各号に定めるものとする。
 - 一. 避難及び通行のために、将来にもわたって安定的に利用することのできる道路形状を有した農道その他これらに類する公共の用に供する道は、次の各号に定めるものとする。
 - イ. 広域営農団地農道整備事業による広域農道
 - ロ. 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業による農免道路
 - ハ. 河川又は湖岸の管理用道路
 - 二. 当該道の境界が工作物等によって明確で、その幅員が申請時点において 4m以上であること。

2. 接道長さ

- ・ 接道長さは 2m以上とすること。ただし、滋賀県建築基準条例第 4 条に定める大規模建築物又は条例第 6 条に定める特殊建築物の場合は、4m以上とすること。

3. 建物用途

- ・ 特に制限を設けない。(建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 3 項に該当するものを除く。)

4. 容積率、道路斜線制限

- 一. 容積率は、道の幅員により法第 52 条(第 9 項を除く。)を準用すること。
- 二. 道路斜線制限は、道の幅員により法第 56 条を準用すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ. 平成 20 年 10 月 20 日前から存する建築物の場合
 - ロ. のど元敷地の場合

5. 通路部分の施設管理者等との協議

- ・ 公的機関が管理する道で、維持管理・通行等について、施設管理者の許可・承諾を得ていること。ただし、施設管理者等から特定行政庁に対し通行に支障がある旨が示されている場合以外の用途変更を伴わない既存建築物の建替又は増築については、この限りでない。なお、許可・承諾は、通行等について施設管理者等と支障ない旨の協議が整った旨の経過書に代えることができる。